

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯分) について

1 目的

食費等の物価高騰に直面し、家計が悪化している中で、影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)を支給します。

なお、この給付金は、令和2年度に実施したひとり親世帯への臨時特別給付金並びに令和3年度及び令和4年度に実施した低所得の子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)と同様の内容となっています。

2 概要

(1) 対象者 次のいずれかに該当する人

ア 令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けている者

イ 児童扶養手当受給資格者のうち、公的年金等を受給していることにより令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けていない者(児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る者に限る。)

ウ 令和5年3月分の児童扶養手当は受給していないが、食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変している、収入が児童扶養手当を受給している者と同じ水準となっている児童扶養手当受給資格者

(2) 給付額

児童一人当たり一律5万円

(3) 予算額

事業費 28,500千円(対象見込児童数 570人)

事務費 2,500千円

(4) スケジュール(予定)

対象者アについては、申請は不要(プッシュ型)とし、支給は、令和5年5月下旬とします。

対象者イ及びウについては、申請の受付期間を令和5年6月1日から令和6年2月29日までとし、審査後、申請日の次の15日又は末日に支給します。

【参考】

令和3年度実績

件数(世帯)	支給対象児童数	支給金額
346件	545人	27,250千円

令和4年度実績

件数(世帯)	支給対象児童数	支給金額
354件	543人	27,150千円